

タイトル	人文学の学問性と研究不正：最近の事例より
著者	小柳，敦史；KOYANAGI, Atsushi
引用	北海学園大学人文論集(69)：26-35
発行日	2020-08-31

2. 人文学の学問性と研究不正 — 最近の事例より —

小 柳 敦 史 (北海学園大学人文学部)

1. はじめに

私の発表では、日本で最近大きな話題となった人文学分野での研究不正の事例を取り上げ、人文学の学問性がどのように担保され得るのかを考えます。取り上げる事例とは、東洋英和女学院の院長であった深井智朗氏による資料と人物の捏造です。私は深井氏と研究分野を同じくするため、今回の研究不正の発覚に中心的な役割を果たすことになりました。しかし、それは決して誇らしいことではありません。むしろ、このような重大な研究不正が自分の研究分野で起きてしまったことを大変残念に思い、なぜこのような研究不正を私たちは許してしまったのかを考える必要性を痛感しています。そこで、今日の発表でも、なぜ深井氏が研究不正を犯したのか、ではなく、なぜ深井氏が研究不正を犯すことができてしまったのか、そして、犯されてしまった研究不正に対する対応は適切なものであったのかを反省したいと思います。この反省を通して、「人文学の学問性をどのように担保するか」という問いに対して、主に研究者集団としての学会の果たすべき責任という観点から回答を提示します。

したがって、本発表では深井氏の不正行為について言及することになりますが、それは深井氏の人となりや非難する意図を持つものではないことはお断りしておきます。

2. 深井智朗氏の研究不正

今回、深井智朗氏に関して東洋英和女学院大学の調査委員会が認定した研究不正は以下の内容です。

①深井氏の著書『ヴァイマルの聖なる政治的精神 — ドイツ・ナショナリズムとプロテスタンティズム』(岩波書店, 2012年)について:

本件著書第4章「4 ニーチェのキリスト教批判の神学的援用」中に登場する「カール・レープラー」なる人物は存在せず、当該人物が著したとされる論文「今日の神学にとってのニーチェ」は、被告発者による捏造であると判断する。また、本件著書の197頁から198頁までにおいて、ヴォルフハルト・パネンベルク著『組織神学の根本問題』(近藤勝彦・芳賀力訳 日本基督教団出版局, 1984年)の277頁から278頁までにおける記述とほぼ同一の記述、同様の表現・内容の記述が、引用注が記されないまま計10か所認められたため、被告発者による盗用がなされたものと判断する。¹

②「エルンスト・トレルチの家計簿」(『図書』岩波書店, 2015年8月号 20-25頁)について

本件論考中に述べられている「エルンスト・トレルチの家計簿」の根拠資料となる1920-23年のトレルチ家の借入書や領収書等の資料は実在せず、被告発者による捏造と判断する。²

さらに調査委員会は、深井氏が調査委員会に対する説明を二転三転させたり、無関係な資料を提出したりしたことによる「立証妨害」も認定しま

¹ 東洋英和女学院大学「東洋英和女学院大学における研究活動上の特定不正行為に関する公表概要」(2019年5月10日)2頁。

² 同上。

した³。

3. 不正が生み出された要因

今回の研究不正が生み出された要因としては、第一に深井氏の研究姿勢が問われねばなりません。実は、「レーフラー」に関する記述の元になったと思われる、1998年に発表された深井氏の論文⁴が存在します。その論文では、『ヴァイマルの聖なる政治的精神』ではカール・レーフラーのものとされていた意見が、(正しくも)パネンベルクのものとして紹介されています。しかし、そこに付された注は、パネンベルクの本の全く誤ったページを指示しているのです。また、ドイツ語の原著ではなく、日本語訳を参照して引用していると思われるが、日本語訳については何も記載されていません。つまり、遅くとも90年代の深井氏の論文には研究上の望ましくない行為が確認できます。今回の研究不正は、深井氏の研究のこうした杜撰さの延長線上にあるものと考えられます。

次に、深井氏の研究を高く評価してきた学会あるいは学界の責任を考えたいと思います。深井氏の研究が研究公正の観点から問題のあるものであることについて、全く指摘がなかったわけではありません。深井氏の著書に対する書評などにおいて、数回にわたり指摘されていました。しかし全体として見れば、そうした懸念よりも、深井氏の研究の視点の設定のユニークさや簡明で魅力的な文章に対する肯定的な評価が支配的でした。その結果として、深井氏は中村元賞(2005年)、日本ドイツ学会奨励賞(2009年)、読売・吉野作造賞(2018年)を受賞しました⁵。日本基督教学会でも学術大

³ 『朝日新聞』2019年5月11日朝刊35頁。

⁴ 深井智朗「ニーチェとリッチェル学派」、『聖学院大学総合研究所紀要』No. 14, 1998年, 319-361頁。特に, 349-352頁の「②パネンベルクとニーチェ」と題された節を参照。

⁵ 日本ドイツ学会奨励賞と読売・吉野作造賞については、今回の研究不正によ

会のシンポジストとして繰り返し登壇し、近代キリスト教思想研究の第一人者として扱われていました。

最後に、深井氏の著書を出版した出版社の責任についても考えなくてはなりません。研究不正の対象となりうる学問的な研究成果が、専門家向けの学術誌ではなく、一般の読者向けに販売される印刷物として出版されることは、自然科学などと異なる人文学の特徴と言えるでしょう。特に今回の研究不正では、日本を代表する学術出版社と目される岩波書店から出版された本に、捏造された情報が含まれていたことが驚きを呼びました。これまで数多くの学術書を出版してきた岩波書店から、なぜ『ヴァイマルの聖なる政治的精神』が出版されてしまったのでしょうか。この点を岩波書店に尋ねたところ、以下の回答が得られました。

岩波書店では、初めての著者である場合は、その分野の第一人者からの評価をもらうようにしている。『ヴァイマルの聖なる政治的精神』の企画を決定した時点で、深井氏は初めての著者であったが、アウクスブルク大学と京都大学で博士号を取得し、それがすでに書籍になっていること、その書籍も含め、二つの受賞歴（中村元賞および日本ドイツ学会奨励賞）があることから、第三者による評価は不要と考え、企画を決めるに至った。

ここから分かることは、『ヴァイマルの聖なる政治的精神』の出版に至る経緯には、通常の手続きを省略する瑕疵があったということです。岩波書店には、既存の評判を鵜呑みにし、批判的な書評などに目を通すこともなく、出版を決めた責任があります。しかし、そのような判断を導く根拠を、学会や学界が提供してきたことは無視できません。学会が賞を与え、受賞歴を信用して出版社が本を出版し、大手の出版社から本を出版してい

り受賞を取り消されている。

ることがまた権威となる……, そのような権威の再生産が生じています。学会と出版社の間には, そのようにもたれあう関係ではなく, もっと批判的な協力関係が求められるのではないのでしょうか。

4. 「神学史」の研究倫理

深井氏の研究の杜撰さは, 深井氏が2000年代以降, 「神学史」(Theologieggeschichte) という研究方法と出会うことで助長されてしまったように思われます。「神学史」とは, グラフ教授が主導して進めてきた, 近代の宗教的言説と社会史的コンテクストとの関係を解明することを目指す, キリスト教思想研究と歴史学を架橋する学際的な試みです。私はこの方法論の意義を否定したいわけではありません。むしろ, 私は「神学史」の方法論を自分のものになりたいと努力を続けているところです。

「神学史」についてももう少し紹介しておきましょう。「神学史」研究において中心的な役割を果たしているのが, グラフ教授を中心として編集されている雑誌『近代神学史雑誌』Zeitschrift für neuere Theologieggeschichte (1994～)です。この雑誌の創刊号の「編集者のことば(Editorial)」に, 「神学史」研究の方針が掲げられています。

本誌の論文は第一に, 18世紀初頭から現代に至るまでの政治的-社会的変動のプロセスにおいてそのつど神学をとりまいてきた文化的環境と神学とのさまざまな相互関係を探求する。

(中略) 本誌の論文は第二に, 特殊に学問史的(wissenschaftsgeschichtlich)な性質, つまり諸学科の歴史(disziplinengeschichtlich)という性質を持つ。

(中略) 本誌の論文は第三に, 近代の個々の神学者, そのもくろみ, 文献上の著作を叙述する。⁶

このような方針により, 「神学史」研究では, 出版されたテキストだけで

はなく、世界各地の資料室などに眠る未公開の資料を活用することで、宗教的な言説がどのような社会的コンテクストで生成してきたのかを明らかにしてきました。しかし「神学史」は、キリスト教思想の研究に歴史学的方法論を導入することを目指しているだけではありません。「神学史」が目指すのは、歴史学のスキルや問題設定を身につけたキリスト教思想研究者が、キリスト教思想の専門家として、歴史学全般に貢献することです。グラーフ教授の言葉を紹介します。

近代神学史の研究において、近代市民社会についての社会史的研究の問題設定を取り入れるという要求は、異なる学問の指導的問いを無批判に受け入れるということの意味しない。そのような結びつきがうまくいくならばむしろそれは、神学史研究という特定の視点により、市民社会とその様々な集団化についての近代的社會史的研究における特定の隘路 (Verengung) を主題とするための媒体となりえるのだ。⁷

深井氏も「神学史」を標榜し、ドイツやアメリカの資料室で見つけた、少なくとも日本では深井氏以外に誰も見たことのない資料を紹介してきました。そうした研究はキリスト教思想研究者からも、歴史研究者からも、貴重な情報源として高い評価を受けてきました。しかしその反面、深井氏の紹介する「キリスト教思想関連の未公開資料」について、キリスト教思想研究者も、歴史研究者も、直接はその妥当性を確認することは困難でした。深井氏の研究の信頼性を保証するのは、深井氏個人に対する信頼だけだったということです。しかし、深井氏は、以前から公刊されている資料の取り扱いすらも杜撰であったことは先に指摘した通りです。そのような

⁶ Richard Crouter/Friedrich Wilhelm Graf/Günter Meckenstock: Editorial, in: ZNThG 1 (1994), S.7.

⁷ F. W. Graf: Vorwort, in: F. W. Graf, (hrsg. von): *Profile des neuzeitlichen Protestantismus. Band I*, Gütersloh, 1990, S.13f.

研究者が、未公開の資料であれば厳密に扱うということがあるでしょうか？ 今や、「トレルチの家計簿」という資料の捏造が明らかとなり、深井氏への信頼は失われました。そしてその結果、深井氏が紹介してきたその他の資料の信頼も失われてしまったのです。

深井氏は「神学史」を乱用し、自らの杜撰さの隠れ蓑にしたと言わざるを得ません。「神学史」が神学研究を超えた、社会史や文化史全般への貢献を目指すものであるならば、不正な「神学史」がもたらす被害もまた、神学研究を超えた範囲に及びます。深井氏の著書が専門家のみならず、プロテスタンティズムや近代ドイツ史に関心を持つ一般の読者にも届くものであっただけに、被害はなおさら深刻です。

5. 研究不正の検証

日本で活動する研究者が守るべき規範としては、日本学術振興会による日本国内共通の行動規範と、研究者が所属している大学や研究所が設定している倫理規程、ならびに専門家集団としての学会が設定している倫理規範があります。国内共通の規範は、日本学術振興会が発行している『科学の健全な発展のために』という冊子、通称「グリーン・ブック」にまとめられています。「グリーン・ブック」では、研究に関わる不正行為や望ましくない行為の中でも、捏造・改ざん・盗用を「特定不正行為」と呼び、とりわけ悪質なものとして注意を喚起しています。深井氏の研究不正は特定不正行為のうち、捏造と盗用と認定されました。

日本では、研究不正の告発を受けて調査を行い、不正を認定するのは、被告発者が所属する大学や研究所などの研究機関です。そこで、今回は深井氏が所属していた東洋英和女学院大学が調査委員会を設置し、深井氏の研究について調査を行いました。深井氏の疑惑は、日本基督教学会の学会誌『日本の神学』誌上で私が深井氏に提出した公開質問状をきっかけに明るみに出たものであり、私が東洋英和女学院大学に深井氏の研究不正を告発したわけではありません。しかし、私の質問状の内容が『キリスト新聞』

で報道されたことが調査委員会設置のきっかけとなったため、告発者に準じる立場として調査委員会の調査に協力しました。

今回、東洋英和女学院大学の調査委員会は、外部からの協力も得ながら適切な調査を行い、信頼に足る調査結果を出しました。このことは賞賛されるべきですが、これは幸運な一例と言うべきものであるように思われます。通常、被告発者が、被告発者の専門分野について、被告発者が所属する研究機関において最も詳しい研究者です。被告発者と近い分野の専門家がいないということも日本の大学では珍しいことではありません。したがって、今回の深井氏の「立証妨害」のように被告発者が虚偽の証言や証拠を提出した場合、専門家を含まない調査委員会がその虚偽を暴かなくてはならず、それは大変難しいミッションとなります。調査委員会には多くの場合、学外のメンバーが加わりますが、必ずしも適切な専門家の協力を得られるとは限りません。被告発者が著名で影響力の強い人物であれば、調査に協力しようと思う専門家を見つけるのは一層難しくなるでしょう。今回の東洋英和女学院大学の調査委員会のメンバーにも、近代ドイツのキリスト教思想の研究者はいません。深井氏の提出した資料について判断できる協力者が、委員会の外部から得られたことは非常に幸運でした。

こう考えてくると、専門家集団としての学会が、研究不正において積極的な役割を果たすべきであるように思えます。しかし、現状ではそのような制度は確立されていません。私の公開質問状を学会誌に掲載した日本基督教学会も倫理規定を持っていますが、規定に違反した際の罰則や、規定違反についての告発や検証の手続きは決められていません。そのため、日本基督教学会では、学会員の研究倫理の意識向上を目的に、私の質問状と深井氏の暫定的な回答を学会誌に掲載したものの、それ以上の対応はしないと宣言し、質問と回答の正当性の検証などは行いませんでした。学会は専門家集団として、研究不正に対してもっとできることがあるのではないのでしょうか。すでに、調査委員会の設置などの規定を持った学会もありますが、そういった規定を持たない学会もたくさんあります。検証の手続きが決まっていないと、告発者と被告発者の個人的なやり取りに全てが委ね

られることになってしまいます。さらに今回のように社会的関心を呼ぶ事案になると、マスコミとの対応においても告発者が前面に出ざるを得ないという状況になります。告発者の保護という観点からも、学会が組織的に対応できる体制が求められるように思われます。

6. 人文学の学問性をどのように担保するのか

ここまで、深井智朗氏の研究不正について、若干のコメントを加えながら紹介してきました。この事例を通して、本シンポジウムのテーマ「人文学の学問性をどのように担保するか」という問いに何が言えるでしょうか。

深井氏の事例から見えてくるのは、学問性に問題のある深井氏の研究結果が多く読者を獲得するに至る過程には、学会および学界が深井氏に与えてきた肯定的評価が影響を与えてきたということ、一方、深井氏の研究不正の検証にあたっては、学会は十分な役割を果たせていないということです。

研究不正の防止のためには、言うまでもないことではありますが、学会は研究者集団として、目新しい研究に注目するだけではなく、研究を支える基本的な手続きへの注意を怠ってはなりません。表面的な面白さだけを評価して表彰することは、学問性が担保されていない研究に権威を与える可能性があるからです。研究の学際性が進んだ今日では、一つの学会の内部で十分な検証を行うことが難しい場合もあるでしょう。そのような場合には、関連する他の学会と協力すべきです。深井氏に奨励賞を与えた日本ドイツ学会の選考委員会は、深井氏の研究の学問性に対して日本基督教学会の学会誌で提起されていた疑念について認識していなかったと思われる。狭い専門の垣根を超えた情報と問題意識の共有にあたっては、私たちの北海学園大学人文学会というこの小さな学会も、その学際的な性格によって何らかの役割を果たすことができるのではないのでしょうか。さらに、人文学の特徴として、出版社との協力関係が求められることもすでに述べた通りです。自分の研究成果を、専門家ではない読者に届ける機会が

あり、人々の知のありかたに影響を与えることができるのは、人文学研究の魅力の一つでしょう。しかし、それだけに責任も大きいということを忘れてはいけません。学会と出版社は、協力しながらその責任を果たすべきです。

研究不正の検証についても、学会はもっと積極的な役割を担うべきであると考えます。現在の、被告発者の所属機関に検証が任せられている制度では、被告発者が誠実な対応をしなかった場合に、正確かつ迅速な検証をすることが困難です。研究者集団としての学会は、被告発者の所属機関と協力しながら研究不正の検証に取り組むべきです。ドイツのように、独立したオンブズマンを置くことが望ましいかもしれませんが、すぐには難しいでしょう。そこでせめて、被告発者の所属機関が研究不正の検証にあたって協力を要請し、学会がそれに応えるという協力関係を構築できないでしょうか。残念ながら起きてしまった研究不正に適切に対応することもまた、学問性を担保するために必要な作業です。